



健康・福祉



障害者就業・生活支援センター「移動相談会」開催

障害者があり、働けるか不安に感じている方を対象に相談会を開催します。(費用無料)

●日時：12月20日(金)

午前の部：午前10時～正午
午後の部：午後1時～3時

●場所：本庁舎1階

103会議室

●対象：障害のある方とその家族

●主催：県北圏域障害者就業・生活支援センターふれあい

住所：さくら市桜野1270

TEL 028(681)6633

※右センターは、障害がある方の仕事や生活面の相談、就職後のサポートなど、働くことに関する支援を行う機関です。

問 福祉課 本3階

TEL (23)8954

視覚障害をお持ちの方へ

読書バリアフリー法の成立

により、視覚障害者などの読書環境の整備が進められます。

本市では、広報・議会だより・社協だよりを音声化したCDを郵送する「ディジー化事業」を行っています。

また、CDを聞くために必要なポータブルレコーダーを、日常生活用具費給付事業で、視覚障害者2級以上の方に給付しています。(原則自己負担1割)

その他、市で配布している福祉ガイドから、補装具・日常生活用具のうち視覚障害者対象の給付品目を掲載した一覧を窓口にて配布します。

ご希望の方は、事前に左記へお問い合わせください。

問 福祉課 本3階

TEL (23)8921

がんのついで

1月はフリートークを行います。同じような体験をした方とがんについて話してみませんか。(費用無料)

●日程：1月4日(土)

●時間：午前10時～11時

●場所：那須赤十字病院会議室1・2

問 那須赤十字病院 がん診療対策推進室

TEL (23)1122

まちづくり人づくりシンポジウム

～支え合いでつくる生涯活躍のまち～

すべての市民が安心して生活・活躍できるようにまちを作るため、一緒に考えてみませんか。費用無料、申込不要です。ぜひご参加ください。

●日時：1月31日(金)

午後1時30分～4時

●場所：那須野が原ハーモニーホール 小ホール

●内容

▼第一部：まちづくり講演会
講師：東北福祉大学教授 高橋 誠一氏

▼第二部：各地区の支え合いの取り組み活動発表

問 高齢者幸福課 本3階

TEL (23)8740

年金・国保



産前産後期間に係る国民年金保険料免除制度のご案内

国民年金第1号被保険者が出産をした際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度です。

●対象：国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方。(届出に期限はありません)

●内容：出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます)

※産前産後免除を受けると、認められた期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

※申請書は出産予定日の6カ月前から提出可能です。

●持ち物

▼母子健康手帳など、出産予定日がわかるもの ▼免許証な

どの身分証明書▼印鑑

問 国保年金課 本2階

TEL (23)8857

ジェネリック医薬品(後発医薬品)をご利用ください

ジェネリック医薬品は、開発費を低く抑えることができ、薬価が安くなっています。医療費の適正化のため、ジェネリック医薬品をご利用ください。

※ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品(同一の有効成分を同一量含み、効能・効果が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品をいいます)。

問 国保年金課 本2階

TEL (23)8857

本 本庁舎（新庁舎）

湯 湯津上庁舎

黒 黒羽庁舎

生 生涯学習センター

体 県立県北体育館

年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される給付金です。

●支給要件：▼65歳以上の老齢基礎年金を受給している方で世帯全員の市町村民税が非課税であり、かつ、前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9300円以下である方▼障害基礎年金を受給している方で前年の所得額が462万1000円＋扶養親族の数×38万円以下である方▼遺族基礎年金を受給している方で前年の所得額が462万1000円＋扶養親族の数×38万円以下である方

●給付額：▼老齢基礎年金受給者の方は月額5000円を基準とし、保険料納付済期間などに応じて算出された額。▼障害基礎年金受給者の方は、障害等級2級の方は月額5000円、障害等級1級の方は月

額6250円。▼遺族基礎年金受給者の方は月額5000円。（ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5000円を子の数で割った金額がそれぞれに支払われます）

問申 年金生活者支援給付金専用ダイヤル

TEL 0570(05)4092

葬祭費の申請はお済みですか

大田原市国民健康保険および栃木県後期高齢者医療保険の加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。

●申請に必要なもの

▼喪主の方の印かん▼喪主名義の預金通帳▼会葬礼状や葬儀の領収書など喪主名が確認できるもの▼運転免許証など窓口に来た方の身分証明書

※葬祭から2年が経過すると、申請ができません。

※大田原市国民健康保険お

よび栃木県後期高齢者医療保険以外に加入していた方は、加入していた健康保険にご確認ください。

問 国保年金課 **本** 2階

TEL (23) 8857

税



固定資産税償却資産の申告

償却資産とは、会社や個人で工場や商店、アパートなどを経営している方が所有している事業用資産です。償却資産をお持ちの方は、令和2年1月1日現在の資産の状況について1月31日（金）までに申告書を提出してください。

●申告対象となる主な償却資産：①構築物（舗装路面

フェンス、看板、受変電設備、煙突、鉄塔など）②機械および装置（旋盤、ポンプ、各種製造設備の機械・装置、太陽光発電設備など）③車両および運搬具（貨車、客車、大型特殊自動車など）④工具、器具、備品（パソコン、医療機器

測定工具、机、イスなど）

●申告対象外となる償却資産

①耐用年数1年未満の資産または取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損算入されたもの（小額償却資産）②取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの（一括償却資産）③法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの④自動車税および軽自動車税の対象となるもの⑤無形減価償却資産（特許権、漁業権など）

※①、②の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

問 申 税務課 **本** 2階

TEL (23) 8864

家屋を新築・増築・取り壊した時は現地調査を行います

▼新築・増築の場合は、担当職員が各戸を訪問し、調査

依頼通知を渡します。不在の場合は、通知を置いていきます。

▼取り壊した家屋は、次年度から課税されませんので、ご連絡ください。

▼登記されていない家屋の売買や相続・贈与などをされた方は、「未登記家屋の所有者変更届」を税務課資産税家屋係までご提出ください。

▼家屋に対する固定資産税は、毎年1月1日現在の状況に基づいて課税されます。住宅や店舗などの建物はもちろん、物置や車庫なども土地への定着性（基礎など）、外気断定性（屋根や3面以上の外壁など）、用途性（使用目的による）の要件を満たせば課税の対象となります。例えば、ホームセンターで購入した物置も基礎の構造によっては課税対象となりますので、設置する際、判断に迷う場合は事前にお問い合わせください。

問 税務課 **本** 2階

TEL (23) 8864